

「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者の方々に対する 財形住宅・財形年金目的外解約時の非課税特例のご案内

このたびの「平成30年北海道胆振東部地震」により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

非課税財形貯蓄（財形住宅・財形年金）を本来の目的（住宅購入等、年金受取）以外で払出すために解約される場合（目的外解約）、本来は利子等に課税されますが、目的外解約が災害等の事由による場合には、一定の要件のもと、税務署の確認を受けた場合に、非課税特例が適用されます。

（1）非課税特例の対象となる「災害等の事由」

対象となる商品	非課税特例払出の対象となる事由
ニッセイ財形住宅 ニッセイ積立型財形年金	① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
	② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
	③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
	④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
	⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

（2）非課税特例を受ける場合のお手続方法

STEP①：契約者様 ⇒ 税務署へ

ご契約者の住所地の所轄税務署にお申し出いただき、特例による非課税払出を行うことについて、確認を受けてください。

○確認を受けるための税務署へのお申し出は「災害等の事由」が生じた日から11カ月以内に行うことが必要となります。

○税務署への確認にあたっては、所定の様式と「災害等の事由」を証明する書類が必要となります。

○様式や証明書類の詳細については、国税庁ホームページを確認いただくか、電話等で最寄りの税務署へ直接お問合せください。

《国税庁ホームページ掲載場所》

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/saigai/index.htm>

ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>

税務手続の案内（税目別一覧）>源泉所得税関係>災害により被害を受けられた方へのお知らせ

（勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄関係）

STEP②：契約者様 ⇒ 当社へ

税務署で交付された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」と「財形支払請求書」をあわせて勤務先経由で当社へご提出ください。

○非課税払出は、「災害等の事由」が生じた日から **1年以内**に行うことが必要となります。

○「財形支払請求書」については、勤務先または以下「お問合せ先」までご連絡ください。

■お問合せ先

日本生命保険相互会社 財形管理課

電話番号 0120-981-818（通話料無料）

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）